

市県民税申告書の記入の仕方

申告期間：令和8年2月16日～3月16日

大月市役所 税務課 市民税担当
TEL(23)8016

令和8年度 市民税・県民税（兼国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料）の申告について

■市県民税の申告をしなければならない方（次のいずれか一つに該当する場合）

- ①令和8年1月1日現在に大月市内に居住していた方で前年（令和7年1月1日～12月31日）中に収入があった方
- ②前年（令和7年）中に収入がないが、だれの扶養にもなっていない以下に該当する方
 - (ア) 学生 (イ) 生活保護受給中 (ウ) 失業中（雇用保険等の受給を含む） (エ) 病気、入院、通院など
 - (オ) 家事手伝い (カ) 遺族年金、障害年金、傷病恩給等受給中 (キ) 無職
- ③前年（令和7年）中に収入がなく、別居している親族等から仕送りを受けている方

※所得のない方でも申告をしなければ国民健康保険税等の各種軽減制度の適用が受けられない場合があります。

■市県民税の申告をしなくてもよい方（次のいずれか一つに該当する場合）

1. 収入があった方（上記①に該当する方）の内、所得税の確定申告（還付申告を含む）を行う方
2. 収入があった方（上記①に該当する方）の内、給与支払報告書または公的年金支払書が市に提出されている方でこれらの給与収入または年金収入以外に収入がない方

※支払報告書が市に提出されていない場合は、必ず申告をしてください。

■申告に必要なもの

- ①給与所得または公的年金等の源泉徴収票など
- ②事業、農業等の所得は、収支のわかるもの（**収支内訳書**、記録帳、領収書等）
- ③生命保険料、国民年金保険料、地震保険料等の控除証明書
- ④個人番号（マイナンバー）のわかるもの
- ⑤本人確認書類

令和8年度 市民税・県民税（兼国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料）申告書の書き方								
所得額に記入欄に記入	事業	①営業所得	小売業、卸売業、製造小売業、製造卸売業、受託加工業、修理業、サービス業(衣類仕立業、旅館業、クリーニング業、理容業、美容業、浴場業、写真業、遊戯場業、娯楽場業)、建設業およびその他の営業(鉄道運送業、金融業、不動産業、鉱業、保険代理業)などの事業から生ずる所得。自由職業(医師、脚本脚色家、作曲家、画家、彫刻家、写真家、獣医、弁護士、司法書士、税理士、公認会計士、土地家屋調査士、文芸作家、映画・演劇・テレビの監督および俳優、音楽家、舞踊家、講壇・落語・漫才などの他の芸能家、集金人、生命保険の外交員、茶道・生け花または踊り等の師匠、音楽個人教授、私塾経営者、芸妓、ホステス、僧侶等)、畜産家、漁業などの営業および農業以外の事業から生ずる所得。					
		②農業所得	米、野菜、花、果樹などの栽培もしくは生産または農家が兼営する家畜などの育成、肥育、採卵もしくは酪農品の生産などから生ずる所得。					
		③不動産所得	貸家貸地、アパート、貸部屋、貸事務所、貸ガレージ等の貸付によって生ずる所得。					
		⑤配当所得	株式・出資の配当(配当控除ある)、剩余金の分配、証券投資信託(公社債投資信託を除く)の分配金などの所得。 ■所得税において確定申告不要制度を選択した未上場株式の小額配当等についても市県民税の申告は必要。					
		⑥給与所得	俸給、賃金、歳費および賞与並びにこれらの性質を有する給与による所得(専従者給与も含まれます。) ■給与所得の計算 令和7年中(令和7年1月1日～12月31日)の総収入額－給与所得控除額＝給与所得					
	の 欄 に 記 入	⑦年金	国民年金、厚生年金、公務員共済組合法などの規定に基づき支給される年金などの所得。					
		⑧業務	副業に係る収入のうち當利を目的とした継続的なもの					
		⑨その他	どの所得にも該当しない所得で、生命保険(郵便年金含)契約等に基づく年金、取得以後5年以内の山林所得など。					
	分離	公的年金等所得の算出方法	65歳未満の 人(昭和 36.1.2以 後 に生ま れた 方)	公的年金等の収入合計① 130万円未満 130万円～410万円未満 410万円～770万円未満 770万円以上1,000万円未満 1,000万円以上	所得額 ①-60万円(赤字は0) ①×0.75-27.5万円 ①×0.85-68.5万円 ①×0.95-145.5万円 ①-195.5万円	65歳以上 の 人(昭和 36.1.1以 前 に生ま れた 方)	公的年金等の収入合計① 330万円未満 330万円～410万円未満 410万円～770万円未満 770万円以上1,000万円未満 1,000万円以上	所得額 ①-110万円(赤字は0) ①×0.75-27.5万円 ①×0.85-68.5万円 ①×0.95-145.5万円 ①-195.5万円
		短期譲渡所得	資産(土地・建物を除く、貴金属、美術品、骨とう品など)の譲渡所得で、その所有が5年以内のもの。					
		長期譲渡所得	同上の譲渡所得でその所有が5年を超えるもの。					
		一時所得	生命保険等の契約に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、馬券等の払戻金などの所得。					
		短期譲渡所得	所有期間が5年(譲渡した年の1月1日現在で)以内の土地・建物等の譲渡所得。					
		長期譲渡所得	所有期間が5年(譲渡した年の1月1日現在で)を超える土地・建物等の譲渡所得。					
		株式等の譲渡所得	平成元年4月1日以降に行われた有価証券の譲渡による所得(源泉分離課税選択分)。					
		先物取引所得	先物取引による所得。					
		上場株式等の配当所得	総合課税との選択。(申告書の書き方は上記配当所得欄を参照)					
		山林所得	取得後5年を超えて所有する山林の伐採または立木をそのまで譲渡したことによる所得。					
		退職所得	退職手当、一時恩給、その他退職によって一時に受ける給与およびこれらの性質を有する給与等の所得。					

所得から差し引かれる金額（所得控除欄）記入説明は裏面です。

所得から差し引かれる金額	⑦雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が災害や盗難、もしくは横領などにより資産に損害を受けた場合の災害関連支出が控除の対象。 ■控除額の計算(損害金額－損害保険金等で補填される金額(合計金額の10%))と((差し引き損害額のうち災害関連支出の金額)－5万円)とのいずれか多い金額																																																										
	⑧医療費控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他親族のために令和7年中に支払った医療費。 ■控除額の計算 実際に支払った医療費－保険金等で補填される金額－(合計所得金額の5%または10万円のいずれか低い金額)ただし、控除額が200万円より多い場合は、200万円が上限となります。 ※セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)との選択可。																																																										
	⑨社会保険料控除	令和7年中に支払った国民健康保険税、国民年金保険料(証明書添付)、介護保険料、その他の社会保険料(厚生年金、失業保険などの保険料)。■控除額は支払額の合計額																																																										
	⑩小規模企業共済等掛金控除	あなたが、小規模企業共済事業団に支払った小規模企業法に規定されている第一種共済契約に基づく掛金および地方公共団体が条例の規定により実施する心身障害者扶養共済制度で一定の要件を備えているものに基づく掛金を令和7年中に支払った額。 ■控除額は支払額の合計額																																																										
	⑪生命保険料控除	あなたが、生命保険契約等(保険金の受取人があなたやあなたと生計を一にする配偶者や扶養親族に限る)および個人年金保険契約等に基づき、令和7年中に支払った保険料や掛金。 ■控除額は生命保険料(新・旧)、個人年金保険料(新・旧)、介護医療保険料のそれぞれの合計額を下記区分で算出した合計額(控除額の最高は7万円) ※新・旧の両方について控除額の適用を受ける場合、各種の控除限度額は28,000円 <table border="1"><thead><tr><th>新契約(平成24年1月1日以後に契約したもの)</th><th>旧契約(平成23年12月31日以前に契約したもの)</th></tr></thead><tbody><tr><td>年間支払保険料①</td><td>控除額</td></tr><tr><td>12,000円以下</td><td>①の金額</td></tr><tr><td>12,000円超32,000円以下</td><td>①×1/2+6,000円</td></tr><tr><td>32,000円超56,000円以下</td><td>①×1/4+14,000円</td></tr><tr><td>56,000円超</td><td>一律28,000円</td></tr><tr><td>年間支払保険料①</td><td>控除額</td></tr><tr><td>15,000円以下</td><td>①の金額</td></tr><tr><td>15,000円超40,000円以下</td><td>①×1/2+7,500円</td></tr><tr><td>40,000円超70,000円以下</td><td>①×1/4+17,500円</td></tr><tr><td>70,000円超</td><td>一律35,000円</td></tr></tbody></table>	新契約(平成24年1月1日以後に契約したもの)	旧契約(平成23年12月31日以前に契約したもの)	年間支払保険料①	控除額	12,000円以下	①の金額	12,000円超32,000円以下	①×1/2+6,000円	32,000円超56,000円以下	①×1/4+14,000円	56,000円超	一律28,000円	年間支払保険料①	控除額	15,000円以下	①の金額	15,000円超40,000円以下	①×1/2+7,500円	40,000円超70,000円以下	①×1/4+17,500円	70,000円超	一律35,000円																																				
新契約(平成24年1月1日以後に契約したもの)	旧契約(平成23年12月31日以前に契約したもの)																																																											
年間支払保険料①	控除額																																																											
12,000円以下	①の金額																																																											
12,000円超32,000円以下	①×1/2+6,000円																																																											
32,000円超56,000円以下	①×1/4+14,000円																																																											
56,000円超	一律28,000円																																																											
年間支払保険料①	控除額																																																											
15,000円以下	①の金額																																																											
15,000円超40,000円以下	①×1/2+7,500円																																																											
40,000円超70,000円以下	①×1/4+17,500円																																																											
70,000円超	一律35,000円																																																											
⑫地震保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の扶養親族が所有する住宅・家財などの生活資産について令和7年中に支払った地震保険料および長期損害保険料(※長期損害保険料については平成18年12月31日以前契約分のみ)控除額は、下記区分で算出した合計額(控除額の最高は25,000円)。 ■控除額 ①地震保険料を支払った場合:支払い金額の1/2(最高25,000円) ②旧長期損害保険料(保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの)を支払った場合:5,000円までの部分と5,000円を超える部分の半額(最高10,000円)																																																											
⑬障害者控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、扶養親族が障害者である場合。■控除額1人につき260,000円																																																											
特別	重度障害者、障害者手帳で1・2級の方、これに準ずるものとして福祉事務所長が認定した方。■控除額1人につき300,000円																																																											
同居特別	特別障害者に該当する方で同居している扶養親族である場合。■控除額1人につき530,000円																																																											
⑭ひとり親控除	あなたが現に婚姻していない人または配偶者の生死不明で、生計を一にする子(他の所得者の控除対象配偶者や扶養親族以外で令和7年中の総所得金額等が58万円以下のもの)があり合計所得が500万円以下の場合。 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある方は適用されません。■控除額300,000円																																																											
⑮寡婦控除	夫と離婚後婚姻していない者で扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下の方。 夫と死別・生死不明となって婚姻していない者で、合計所得金額が500万円以下の方。 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある方は適用されません。■控除額260,000円																																																											
⑯勤労学生控除 (在学証明書添付)	あなたが大学、高等学校、盲学校、養護学校などの生徒児童や学生で、各種所得の合計が85万円以下(うち給与所得等以外の所得が10万円以下である)の場合控除されます。■控除額260,000円																																																											
⑰～⑲ 配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者	【配偶者控除・配偶者特別控除】 あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者の令和7年分の合計所得金額に応じて右表のとおり控除が適用されます。 ●あなたの令和7年分の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、配偶者控除および配偶者特別控除は受けられません。 ●夫婦が互いに配偶者特別控除を適用することはできません。 【同一生計配偶者】 あなたに同一生計配偶者 ^{※1} がいる場合で、あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合はチェックしてください(控除対象配偶者 ^{※2} または他の者の被扶養親族に該当する場合は除く)。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者 控除</th> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">あなたの合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者 特別控除</td> <td>58万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">配偶者 特別控除</td> <td>58万円超 95万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>133万円超</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者 控除	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者 特別控除	58万円以下	33万円	22万円	11万円	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	配偶者 特別控除	58万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	133万円超	-	-	-
配偶者 控除	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額																																																										
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																								
配偶者 特別控除	58万円以下	33万円	22万円	11万円																																																								
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円																																																								
配偶者 特別控除	58万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円																																																								
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																																								
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																								
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																								
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																								
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																								
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																								
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																								
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																								
133万円超	-	-	-																																																									
⑳扶養控除	扶養控除の対象となる扶養親族とは、令和7年12月31日(年の途中で死亡された方については死亡した日)現在であなたと生計を一にする方(16歳未満の扶養親族を除く)。 ※特定扶養控除:扶養親族のうち年齢19歳以上で23歳未満の方(平成15年1月2日から平成19年1月1日の間に生まれた方) ※老人扶養控除:扶養親族のうち年齢70歳以上の方(昭和31年1月1日以前に生まれた方)																																																											
㉑特定親族特別控除	令和7年12月31日(年の途中で死亡した場合には死亡日)現在であなたと生計を一にする19歳以上23歳未満の親族(平成15年1月2日から平成19年1月1日の間に生まれた方で、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者を除く)かつ、合計所得金額が58万円超123万円以下の方 なお、親族には児童福祉法の規定により里親に委託された児童も含みます。																																																											
㉒扶養控除額	■扶養控除額 特定扶養親族(19歳～22歳):1人につき450,000円 老人扶養親族(70歳以上):1人につき380,000円 その他の扶養親族(一般):1人につき330,000円 同居老親等:1人につき450,000円 ※16歳未満の扶養親族は、年少扶養の欄に記入																																																											
㉓特定親族の合計所得金額	特定親族の合計所得金額	控除額																																																										
58万円超 95万円以下	45万円	控除額																																																										
95万円超 100万円以下	41万円	控除額																																																										
100万円超 105万円以下	31万円	控除額																																																										
105万円超 110万円以下	21万円	控除額																																																										
110万円超 115万円以下	18万円	控除額																																																										
115万円超 120万円以下	14万円	控除額																																																										
120万円超 125万円以下	11万円	控除額																																																										
125万円超 130万円以下	8万円	控除額																																																										
130万円超 133万円以下	4万円	控除額																																																										
133万円超	2万円	控除額																																																										
	-	1万円																																																										

※1：同一生計配偶者とはあなたの配偶者で次のいずれにも該当する者をいいます。

令和7年12月31日(年の中途で死亡した場合は、その死亡日)の現況において、あなたと生計を一にしている。

令和7年分の合計所得金額が58万円以下である。

青色申告者の事業専従者として給与を受けていないまたは白色申告者の事業専従者でない。

※2：控除対象配偶者とは同一生計配偶者のうち、あなたの令和7年分の合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。